

○浪江町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

(平成 28 年 9 月 1 日告示第 67 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、浪江町内に存する住宅の所有者が当該住宅の耐震診断（補強計画を含む。）（以下「耐震診断等」という。）を希望する場合、浪江町が、予算の範囲内において建築士等を派遣して耐震診断等を行うことにより住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 国土交通省住宅局建築指導課監修・一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」（以下「一般診断法」という。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 補強計画 耐震診断の結果を踏まえ、耐震性を向上させる壁等の補強箇所の明示や概算工事費の算出をいう。
- (3) 耐震診断者 この要綱に基づき耐震診断等の業務を行う者をいう。なお、耐震診断者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士で、かつ、福島県が実施する木造住宅耐震診断等の業務に必要な福島県安全安心耐震促進事業実施要綱第 4 条第 1 項各号に規定する講習会等を受講した者のうち、福島県木造住宅耐震診断者名簿に登録されたものとする。

(対象地区)

第 3 条 耐震診断者の派遣対象となる地区（以下「対象地区」という。）は、町が定める重点的に対策が必要な町内の地区とし、当該地区は別に定める。

(対象住宅)

第 4 条 耐震診断者の派遣対象となる木造住宅（以下「対象住宅」という。）は、対象地区に存する住宅とし、かつ次の各号に掲げる要件全てに該当するものとする。

- (1) 所有者（町税を滞納していない者に限る。）が自ら居住する住宅（災害等やむを得ない事情により、現に居住していない状況であっても、当該事情が解消されたあと居住することがあきらかなものを含む。）
- (2) 工事の着手が昭和 56 年 5 月 31 日以前にされた戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満のもの）を含む。）
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造 3 階建て以下の住宅
- (4) 過去に、この要綱又は廃止前の浪江町安全安心耐震促進事業（平成 22 年浪江町告示第 42 号）に基づく耐震診断等を受けていない住宅

(業務の委託)

第5条 町長は、本事業に関する業務の全部又は一部を耐震診断等を行うことができる機関（以下「受託機関」という。）に委託することができる。

（派遣の申込み）

第6条 この要綱に基づき耐震診断者の派遣を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者1人をいう。）は、構造的に独立した棟毎に、浪江町木造住宅耐震診断者派遣申込書（様式第1号）により町長に申込まなければならない。

（派遣の決定）

第7条 町長は、前条の規定による派遣の申込みがあったときは、派遣する耐震診断者を決定し、その旨を浪江町木造住宅耐震診断者派遣決定通知書（様式第2号）により当該申込者（以下「派遣依頼者」という。）に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定通知書の内容に変更が生じたときは、当該通知書の内容を変更することができる。

（派遣の辞退）

第8条 派遣依頼者は、前条に定める決定通知書を受けた後において、耐震診断者の派遣を辞退するときは、速やかに浪江町木造住宅耐震診断者派遣辞退届（様式第3号）を町長に届け出なければならない。

（派遣決定の取消し）

第9条 町長は、派遣依頼者が次の各号のいずれかに該当したときは、第6条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

（1）虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

（2）その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、浪江町木造住宅耐震診断者派遣取消通知書（様式第4号）により当該派遣依頼者に通知するものとする。

（耐震診断者の派遣）

第10条 町長は、第6条第1項の耐震診断者を決定したときは、速やかに当該耐震診断者を派遣しなければならない。

（派遣に要する費用）

第11条 耐震診断者の派遣に要する費用は、町が負担するものとする。

（派遣依頼者の費用負担）

第12条 前条の規定にかかわらず、派遣依頼者は、一の診断につき、消費税及び地方消費税相当額を含め6,000円を、診断終了後直ちに受託機関に支払うものとする。

（診断等の結果の通知）

第13条 受託機関は、耐震診断等の結果を速やかに町長に提出するものとする。

2 受託機関は、耐震診断等の結果を浪江町木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断等結果通知書（様式第5号）により当該派遣依頼者に通知するものとする。

（派遣依頼者に対する情報の提供、助言及び勧告）

第 14 条 町長は、派遣依頼者に対して、耐震診断等の結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な限度において、情報の提供、助言及び勧告を行うことができる。

(耐震診断者等の責務)

第 15 条 耐震診断者及び当該業務の関係者は、耐震診断等を行う際に知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該耐震診断等に関し、派遣依頼者から第 11 条に規定する負担費用以外の金銭等を受け取ること。

(2) 派遣依頼者に対し、不必要な改修を勧めること。

(3) その他耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと。

(施行の細目)

第 16 条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

(浪江町安全安心耐震促進事業実施要綱の廃止)

2 浪江町安全安心耐震促進事業実施要綱（平成 22 年 7 月 26 日告示第 42 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 施行日前に旧要綱の規定によってした請求、手続、その他の行為は、この要綱の相当規定によってしたものとみなす。